

## 令和6年度共催行事申請概要

(一財) 日本防火・防災協会

## 1 対象となる行事の種別等

原則として道府県又は市町村幼少年女性防火委員会が主催する以下の種別及び区分の行事で、(1)及び(2)に該当するものとする。

| 種 別     | 行事の区分 | 参加人員     | 備 考 |
|---------|-------|----------|-----|
| 下記組織の混合 | 大 会   | 概ね300人以上 |     |
| 幼年消防クラブ | 大 会   | 概ね300人以上 |     |
| 少年消防クラブ | 大 会   | 概ね100人以上 |     |
|         | 研 修 会 | 50人程度    |     |
| 女性防火クラブ | 大 会   | 概ね100人以上 |     |
|         | 研 修 会 | 50人程度    |     |
| 自主防災組織  | 大 会   | 概ね100人以上 |     |
|         | 研 修 会 | 50人程度    |     |

## (1) 研修会に該当する行事

(ア) 参加者が訓練（初期消火、応急救護、救助、その他の消防訓練）等を行うことにより、災害時における活動技術を身につけることを目的とするもの

(イ) 講演、講習参加者による体験発表、研究発表等により、参加者の防火・防災の知識を高めることを目的とするもの

(2) 大会に該当する行事は、(1)以外の行事で、総合して防火防災意識の高揚と防火防災思想の普及啓発を図ることにより地域防災力の充実強化を目的とするもの

〔(注) 上記(1)、(2)のいずれにも当てはまる行事の種別は、参加人数の多寡等を考慮して区分すること。〕

## 2 申請者

道府県及び市町村幼少年女性防火委員会会長とする。ただし、幼少年女性防火委員会が未設置の道府県にあつては道府県女性防火クラブ連絡協議会会長が、市町村で幼少年女性防火委員会が未設置の消防本部にあつては消防長が、申請できるものとする。

## 3 申請できる行事等

(1) 申請できる行事は、1に示す行事で幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブ若しくは自主防災組織が単独又は連携して行うものとする。

- (2)申請できる件数は、申請者毎に1行事とし、かつ、市町村単位でも1行事とする。
- (3)次に示すような行事については、助成の対象外とする。
  - (ア)女性消防隊等による可搬ポンプ操法大会等の行事
  - (イ)消防法に基づく自衛消防隊による行事
  - (ウ)自主防災組織として届出のなされていない組織が行う研修会

#### 4 助成団体の決定

令和6年度共催行事申請書（別記様式1）に基づき、当協会で内容を審査したうえで助成団体を決定し決定団体に通知するものとし、各都道府県に対しては助成団体決定一覧を通知するものとする。

#### 5 助成金

- (1)助成金は精算払いとする。
- (2)助成金は10万円を上限とする。ただし、申請額が10万円未満の場合、当該額を記載すること。
- (3)助成金は翌年度への繰越は認めないものとする。
- (4)助成金のみの共催行事については、原則として認めないものとする。

#### 6 行事に対する助成費目

助成の対象とする費目は、共催行事に係る経費とし、おおむね次のとおりとする（別表参照のこと）。

- (1)会議費 (2)表彰費 (3)交通輸送費 (4)印刷費 (5)教材費 (6)食糧費
- (7)需用費 (8)報償費

#### 6 助成金の交付

助成金の交付は、共催行事精算報告書・助成金申請書（以下「報告書」という。（別記様式2））の提出後、当協会で内容を審査したうえで決定し、助成決定団体に通知するものとする。

#### 7 その他

- (1)女性防火クラブを対象とした研修会は、住宅防火対策等に関するテーマも考慮すること。
- (2)報告書の提出期限は事業終了後2カ月以内とする。ただし、12月中に共催行事を実施する団体にあっては、令和7年1月末日までに提出を厳守すること。

(別表)

## 助成対象費目区分及び費目内訳

| 費目    | 種別 |    |    |     | 対象費目別内訳  |
|-------|----|----|----|-----|--|
|       | 幼年 | 少年 | 女性 | 自主防 |  |
| 会場費   | ○  | ○  | ○  | ○   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場使用料（会場、控室、付帯設備等一式）</li> <li>・会場設営費（机、椅子、テント等必要資器材の借上費用、看板・案内板などの製作費用、放送、通信設備の借上費用）</li> </ul>        |
| 表彰費   | ○  | ○  | ○  | ○   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・賞状及び表彰副賞</li> </ul>  |
| 交通輸送費 | ○  | ○  | ○  | ○   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人員、資材搬送車両の借上費用</li> </ul>  |
| 印刷費   | ○  | ○  | ○  | ○   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム、パンフレット、資料等の印刷諸費</li> </ul>   |
| 教材費   | ○  | ○  | ○  | ○   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練用資器材（消火訓練用薬剤、応急救護訓練用器材、その他訓練用資器材）に要する費用</li> <li>・会議用参考書などに要する費用</li> </ul>                          |
| 食糧費   | ○  | ○  | ○  | ○   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・共催行事に参加する助成対象者及び来賓並びに講師に対する飲み物又は軽食等に要する費用</li> </ul>   |
| 需用費   | ○  | ○  | ○  | ○   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・共催行事に参加する助成対象者に対する参加奨励のための物品購入費用</li> <li>・行事实施のために必要とする消耗品の購入諸費</li> <li>・コロナ感染防止対策用物品購入費用</li> </ul> |
| 報償費   | ○  | ○  | ○  | ○   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師謝金</li> <li>・行事協力者に対する謝礼（寸志程度の物品）</li> </ul>   |